

児童に対する交通安全教育

～愛知県警察交通安全教育チーム“あゆみ”～

1 はじめに

児童（6歳以上13歳未満の者をいう。）は、保護者の監督下で行動していた幼児期に比べ、小学校での活動、自転車の利用などを通じ、行動範囲が著しく広がり、また、道路において単独又は複数で行動する機会が多くなります。

児童に対する交通安全教育においては、児童が道路や交通状況に応じた適切な行動が実践できるよう、歩行者及び自転車利用者として必要な技能と知識を習得させるだけでなく、道路における危険を予測し、これを回避し安全に通行する意識と能力を高める交通安全教育を行うことが重要です。



2 指導者の心得

児童に対する交通安全教育を効果的かつ適切に行うためには、児童の学年に応じて、教育の内容及び方法を設定する必要があります。

低学年の児童に対しては、安全に道路を通行するために必要な技能及び能力が備わっていないおそれがあることから、特に歩行者の交通ルールや心得について重点的な指導を実施して下さい。

また、高学年に対しては、自転車を利用する機会が増え、行動範囲も広くなることから、歩行者だけでなく自転車利用者として必要な技能や基本的な交通ルールを習得させるとともに、交通事故の実例を挙げてその発生原因を話し合わせるなどして、交通ルール等が定められている理由や交通ルールを遵守する必要性を“自ら考えさせる”ことが大切です。



3 効果的な交通安全教室の展開例

- (1) 一方的な話ではなく、参加・体験型の交通安全教室を実施する。
- (2) 自動車を用いた死角及び内輪差の実験、ダミー人形を用いた巻き込み実験等、視聴覚に訴える教育手法を取り入れる。
- (3) なぜ危険なのか、どうすれば安全が確保できるのか、を自ら考えさせる内容を取り入れる。
- (4) 長時間に及ぶ指導は避け、要点を絞った指導をする。
- (5) 教育内容が理解できるよう、わかりやすい言葉を使用する。



4 歩行者の交通ルールと指導内容

(1) 歩行者の通行ルール ※一部を抜粋

ア 歩道通行・・・歩行者は、歩道等と車道の区別のある道路においては、歩道等を通行しなければならない

※ 除外・・・①車道を横断するとき。
②道路工事等のため歩道等を通行することができないとき。
③その他やむを得ないとき。

イ 右側通行・・・歩行者は、歩道や歩行者の通行に十分な幅員がある路側帯がない道路では、道路の右側端に寄って通行しなければならない。

※ 除外・・・①道路の右側端を通行することが危険であるとき。
②その他やむを得ないとき。(右側通行するために横断するのが、むしろ危険であるとき等)

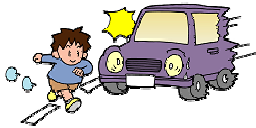
(2) 歩行者の横断ルール

ア 横断歩道の利用・・・歩行者は、横断歩道がある場所の付近では、その横断歩道によって横断しなければならない。

イ 斜め横断の禁止・・・歩行者は、斜めに道路を横断してはならない。

※除外・・・道路標識・標示によって斜め横断が可能なスクランブル交差点での横断を除く。

ウ 直前直後横断の禁止・・・歩行者は、車両等の直前または直後で横断してはならない。



※除外・・・①横断歩道を横断するとき。
②信号機の信号や警察官の手信号に従って横断するとき。

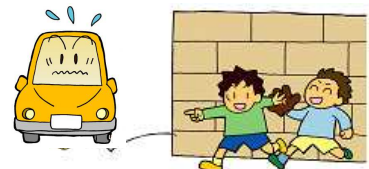
エ 横断禁止場所・・・歩行者は、道路標識によって横断が禁止されている道路の部分では横断してはならない。



(3) 歩行者の道路での禁止行為 ※一部を抜粋

ア 道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、しゃがみ、又は立ち止まる行為をすること。

イ 交通ひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。



(4) 踏切の通り方

踏切を通行する時は、踏切の手前で一度止まって安全確認し、踏切の遮断機や警報機が作動している間は、絶対に踏切内に入らないよう指導して下さい。

(5) 雨天時に歩く場合

雨天時は、運転者からの視界が悪いだけでなく、傘を差すことで歩行者からの視界も悪くなります。洋服や雨具は、白や黄色など運転者から発見されやすい目立つ色を選び、傘を差す際も視界を遮らないよう高く上げて持つよう指導して下さい。

(6) 夜間に歩く場合

夕方、夜間は運転者から歩行者が見落とされやすく交通事故に遭う危険性が高くなります。道路を横断する際や、車両とすれ違う際は、運転者が自分に気が付いていないかもしれない、と危険を予測した慎重な行動を実践するよう指導して下さい。また、白や黄色など明るい服装を身に付けるだけでなく、反射材も有効に活用するよう指導しましょう。

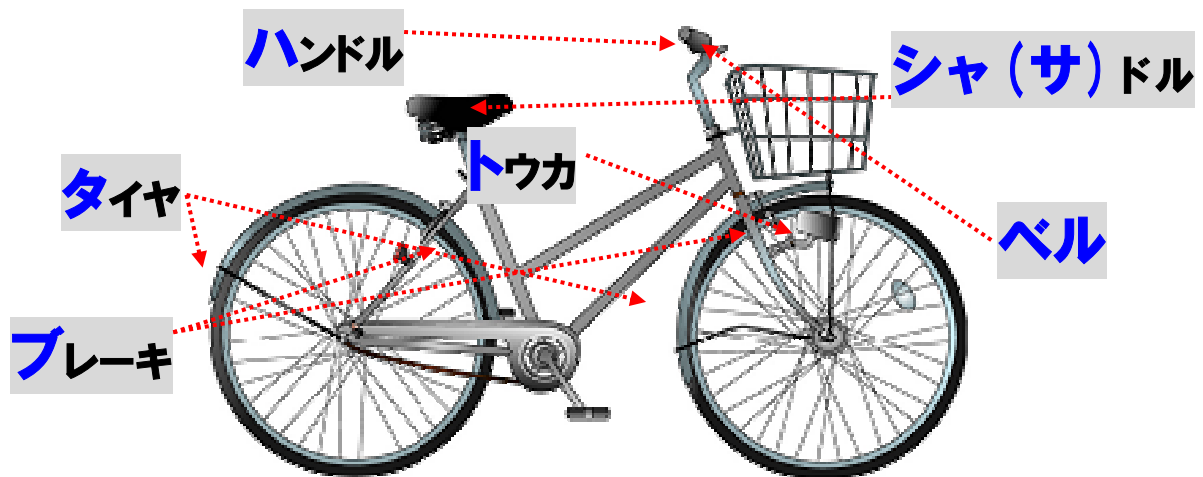
(7) 幼児、低学年の児童、高齢者及び身体の不自由な人の安全への配慮

幼児、低学年の児童及び高齢者の行動の特性、目の見えない人や身体の不自由な人で歩行が困難な人が持つ白色又は黄色のつえ・盲導犬の意味などを理解させるとともに、これらの人が交差点、踏切など危険な場所で困っているのを見たときは、手を貸すなどするよう指導して下さい。

また、目の見えない人が安全に通行できるよう、点字ブロックの上に物を置かないようにも指導しましょう。

5 自転車点検の合言葉

「ブ・タ・ハ・ト・シャ・ベル」



ブレーキ……………前輪（右）、後輪（左）ともによくきくか。

タイヤ……………空気は十分入っているか、すり減っていないか。

ハンドル……………ハンドルは前輪と直角に固定されているか。

トウカ類……………前照灯は10m前方がよく見えるか。尾灯、反射器材は付いているか。**（前照灯・尾灯）** ているか。また、後方や側方からよく見えるか。

シヤ(サ)ドル……………サドルは正しい位置にしっかり固定されているか。両足のつま先が地面につく高さになっているか。

ベル……………ベルは鳴るか

TS マーク



自転車安全整備店で点検・整備（有料）を受け、それを証明する「TS マーク」を自転車に貼ってもらうと、傷害保険と賠償責任保険が付きます。有効期間は点検日から1年間です。定期的に自転車の点検を受けるようにしましょう。

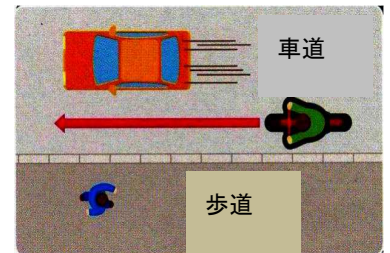
6 自転車の交通ルール

自転車安全利用五則

- (1) 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

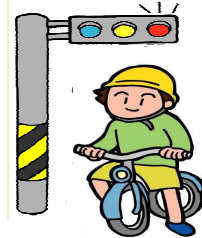
そして、自転車は、車道の左端に寄って通行しなければなりません。



- (2) 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



交差点での一時停止と
安全確認



信号を守る

- (3) 夜間はライトを点灯



夜間はライトを点灯

- (4) 飲酒運転は禁止



飲酒運転の禁止

- (5) ヘルメットを着用

こどもも大人もヘルメットを着用しましょう。また、児童や幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用のヘルメットをかぶらせるようにしましょう。

※ 自転車安全利用五則は、令和4年11月1日に新しくなりました

7 もしも交通事故に遭ってしまったら

(1) 警察に交通事故の届出をする

たいした怪我は負っていないと思っても、必ず警察に交通事故の届出をするよう指導しましょう。交通事故の当事者となれば、大人でも動揺してしまうものですが、こどもはさらにパニック状態になることが予測されます。現場で適切な行動がとれないまま、後日届出をしたのでは取り返しのつかない結果を招くおそれがあります。万が一、交通事故に遭った際に、落ち着いて適切な対応がとれるよう、日頃から警察に110番通報する要領等を習得させるなど、事故時の措置について指導しておきましょう。

(2) 交通事故の相手の連絡先を確認する

交通事故の届出後は、必ず相手の住所、名前、連絡先を確認しておくよう指導しておきましょう。念のため、相手の車両ナンバーも控えておくとういでしょう。

(3) 医師の診断を受ける

軽い怪我かどうかの判断は医師にしかできません。できるだけ早く病院へ行って医師の診断を受けるよう指導してください。

8 保護者の役割と心構え ～交通安全は家庭から～

(1) 日頃から交通安全への声掛けを行う

信頼している保護者から交通安全への声掛けを繰り返し受けることや、保護者の安全行動を目にすることがこども達にとって、一番の安全教育となります。そのためには、保護者の方もさらに交通安全への知識と理解を深め、常に交通ルールを遵守することが大切です。

(2) 「危険」を認識させる

「保護者は、交通量の多い道路、踏切やその付近でこどもを遊ばせてはいけません。」とされています。自宅周辺道路は、ついこども達の遊び場になってしまいがちですが、「道路は遊び場所ではなく危険な場所」であることをしっかり認識させてください。

また、通学路などこどもが頻繁に利用する道路について、交通量の多い交差点等の危険箇所を把握するとともに、これらの箇所を安全に通行するために留意すべき事項を指導して、油断しがちなよく知っている道路にも危険が潜んでいる、ということを意識付けさせましょう。

(3) 自転車の安全利用を促進する

児童の交通事故で最も多いのが、自転車乗用時です。交通事故の被害を軽減するため、こどもが自転車に乗る際は、必ずヘルメットを着用させてください。

児童の自転車事故原因の多くは、安全不確認となっています。事故を防ぐため、まずは道路外の安全な場所で自転車の正しい乗り方を指導し、交通ルールや操作を確実に身に付けてから、公道で乗車させるよう努めてください。

また、定期的に自転車の点検整備を実施し、安全な自転車に乗車させるとともに、万が一の交通事故に備えて保険に加入して下さい。（愛知県では、保険加入が、条例により義務化されています。）

(4) 自動車に乗車する際の遵守事項を理解させる

交通事故に遭った際のシートベルトの被害軽減効果を理解させ、児童が自動車に乗車する際は、必ずシートベルトを着用させましょう。また、乗車・降車する際は、周囲の安全を十分確認してからドアを開け、左側から乗り降りするよう指導してください。

(5) 規則正しい生活習慣を身に付けさせる

一見、交通安全と無関係のように思えますが、規則正しい生活が安全な行動につながります。登校する際は、時間に余裕を持って早めに送り出しましょう。

また、外出する際は、あまり遠くに行ったり暗くなるまで遊んだりしないよう家庭内でしっかり話し合い、誰とどこへ出掛けるのか、何時に帰宅するのかをきちんと保護者に知らせてから外出する習慣を身に付けさせましょう。

9 おわりに

児童期は、保護者の監督下を離れ、交通社会の一員として独り立ちする最も大切な時期になります。こどもが交通事故の被害者・加害者とならないため、また将来、車社会に対応できる人間を形成するため、この時期を逃さず、交通安全の知識だけでなく、交通安全意識を高め遵法精神を育てていただきたいと思います。